

耐震診断・耐震改修計画評定業務（東京委員会） 実施細則

平成 25 年 9 月 3 日制定
公益社団法人ロングライフビル推進協会

第1 評定の申込

1.1 事前申込

1.1.1 事前申込

公益社団法人ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）に東京委員会の評定報告書に基づく耐震診断又は耐震改修計画の評定（以下「評定」という。）の依頼を行う者（以下「依頼者」という。）は、評定の申込みに先だって、評定対象の別、評定の対象となる建築物の用途・構造・構造・延べ面積のほか以下の事項を明らかにした「耐震診断・耐震改修計画評定 事前申込書（様式1）」（以下「事前申込書」という。）により事前申込を行うものとする。この場合、評定の対象となる建築物は棟毎とし、エキスパンション・ジョイントによって分割されているときは別棟とみなす。

（1）評定料支払者（依頼者と異なる場合）

評定料の支払者が評定の依頼者と異なる場合は、評定料支払者の名称等を明記するとともに押印すること。

（2）耐震診断に補強方針を含む場合はその旨

耐震診断には補強方針（当該建築物の目標とする耐震性能の設定、並びに、目標耐震性能を達成するための当該建築物の構造モデルにおける補強工法及び補強工法にかかる補強部材の数量と配置に関する概略の方針をいい、補強工法を実施する場合の構造部材の詳細設計、部材相互間の接合部の応力伝達や、建物の機能性の確保、補強工法の施工性等に関する事項は含まない。）を含むことができ、補強方針を含む場合はその旨を明らかにすること。

（3）評定書発行希望時期

1.1.2 所管行政庁との対応

依頼者は、耐震診断又は耐震改修計画に関して所管行政庁と関係法令等にかかる確認を行うことが必要な場合は、事前申込みに先立って、原則として、所要の対応を行っておくものとする。

1.1.3 評定申込の時期等の通知

事務局は、事前申込を受けた場合、事前審査チームを編成した上で、評定申込みを行うべき時期、評定料の額及び納付時期、事前審査の予定、評定委員会の予定、評定書の交付時期の見込等を事前申込通知書（様式2）により通知する。

1.2 評定申込

1.2.1 評定申込

依頼者は、1.1.3で事務局から通知された評定申込を行うべき時期までに「耐震診断評定申込書」（様式3-1）又は「耐震改修計画評定申込書」（様式3-2）に評定審査に必要な図書で別表に定めるものを添付（以下、申込書と別表に定める図書を併せて「評定用図書」という。）して提出し、評定の申し込みを行うものとする。

なお、耐震診断評定を省略する場合は、過去に診断の評定を受けた診断評定に関する書類を添付するものとする。

1.2.2 申込書の不備への対応

事務局は、提出された評定用図書等に不備・不足があると判断した場合は、追加又は修正を求めることができる。

第2 事前審査

2.1 事前審査

耐震診断又は耐震改修計画の評定については、委員会の審議を効率よく行うため、委員会に先だって事前審査を行うものとする。

2.2 事前審査の体制

2.2.1 2.1の事前審査は、次の区分に応じて委員長が指名して構成する事前審査チームにより行う。

(1) 耐震診断の事前審査チーム

「耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領」（以下「要領」という。）第1条第2項に定める学識経験者委員（以下同じ。）1名及び事前審査員1名の計2名

(2) 耐震改修計画の事前審査チーム

学識経験者委員1名及び事前審査員1～2名の計2～3名

2.2.2 事前審査チームの主査は、学識経験者委員とする。

2.2.3 事前審査員は、建築構造に高度な技術を有する実務者について会長が委嘱した者とする。

2.2.4 事前審査チームの編成にあたっては、評定の対象となる耐震診断又は耐震改修計画が、事前審査チームの学識経験者委員、事前審査員及びその関係団体が関与するものでないよう編成する。

2.3 事前審査の方法

2.3.1 事前審査チームは、耐震診断の評定の場合は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年 法律第123号）第4条に基づく平成18年国土交通省告示第184号（以下「告示」という。）の別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「指針」という）第1に定める方法に基づく適正なものか否かを、耐震改修計画の評定の場合は、指針の第2に定める基準に適合しているか否か、又は、指針の第1に定める基準を上回る独自の目標耐震性能を設定している場合は当該目標耐震性能（以下「目標耐震性能」という）（以下、指針の第2及び目標耐震性能をあわせて「指針の基準等」という。）を満たしているか否かを確認する。

2.3.2 事前審査チームの各メンバーは、事務局より送付を受けた1.2.1の評定用図書について、質問若しくは意見又は不備等（以下「指摘事項等」という。）を抽出するものとする。この場合、送付を受けた評定用図書について指摘事項等が無い場合は、その旨を事務局に通知する。

2.3.3 事前審査チームの各メンバーは、原則として、面談の上で、2.3.2の指摘事項等について指摘等を行う。

2.3.4 依頼者は、指摘事項等について指摘等を受けた場合、「事前審査指摘事項等回答書（様式4）」に対応について記載し、必要に応じて評定用図書に所要の修正等を行う。事前審査チームは、原則として、面談の上で、事前審査指摘事項等回答書等について依頼者より説明を受けて2.3.1の確認を行う。

2.3.5 2.3.4の確認にあたり、質問若しくは意見又は不備等の指摘等がある場合は、事前審査チームは、2.3.3と同様に、依頼者にこれに対する事前審査指摘事項等回答書の提出を求め、必要に応じて依頼者から説明を受けて、確認を行うことができる。

2.3.6 主査は、2.3.2で事務局より送付を受けた評定用図書で2.3.1の確認ができた場合、

又は、2.3.4の確認を行ったときは、耐震診断の評定の場合は、指針の第1に定める方法に基づく適正なものか否かを、耐震改修計画の評定の場合は、指針の基準等に対する適合状況を明らかにした「事前審査報告書（様式5）」を作成し、委員長に報告する。

第3 評定委員会による審議

- 3.1.1 耐震診断又は耐震改修計画の評定にかかる評定委員会による審議は、原則として委員会を開催して行う。ただし、2.3.5の報告を受けた委員長が書面による審議で足りると判断した場合は、要領第4条第2項に基づく書面により審議を行うことができる。
- 3.1.2 評定委員会の審議においては、事前審査の主査を担当委員とし、担当委員が事前審査の経緯及び結果について説明を行う。
- 3.1.3 委員会の審議における質問、意見又は不備等の指摘等について、原則として、委員会において依頼者に対して直接に指摘事項等の指摘等を行う。ただし、担当委員の判断によって、事務局において指摘事項等として取りまとめ、委員長と主査の了承を得て依頼者に通知することができるものとする。
- 3.1.4 依頼者は、3.1.3の委員会における指摘等又は通知を受けた指摘事項等について、「指摘事項等回答書（様式6）」に対応を記載し、必要に応じて評定用図書に所要の修正を行い、事務局に提出するものとし、事務局は提出を受けた指摘事項等回答書等を担当委員に送付する。
- 3.1.5 担当委員は、3.1.4の指摘事項等回答書等によって当該耐震診断が指針の第1に定める方法に基づく適正なものであると確認したとき、又は、改修計画が指針の基準等に適合していると確認したときは、その旨を明らかにして委員長の確認を受けるものとする。

担当委員が適合についての確認をする場合、指摘事項等回答書等について依頼者より説明を受けて確認する必要があると判断したときは、担当委員は、必要に応じて事前審査員とともに依頼者より説明を受けて確認するものとする。
- 3.1.6 委員長が3.1.5の担当委員の確認と同様の確認をした場合は、原則として要領第4条第2項に基づく書面によって審議を行う。ただし、3.1.3の委員会において、指摘事項等への対応の確認を3.1.5による確認で足りると議決したときは、委員会の審議を省略することができる。
- 3.1.7 委員長は、評定委員会で3.1.2の説明を受けて指摘事項等が無く審議を終えた場合、又は、3.1.6で審議を終えた場合（ただし書きにより指摘事項等への対応の確認を終えた場合を含む。）は、委員会の評定報告書を作成し、会長に報告する。
- 3.1.8 委員長が、3.1.5の担当委員の確認と異なる判断をしたときは、委員長と担当委員で協議調整を行った上で、委員会の評定報告書案を取りまとめ、原則として要領第4条第2項に基づく書面によって審議を行い、委員会の評定報告書を作成し、会長に報告する。

第4 評定料

4.1 評定料

- 4.1.1 耐震診断の評定、耐震改修計画の評定、及び、要領第5条第2項又は第3項により耐震診断についての評定を省略する耐震改修計画の評定（以下、「耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定」という。）の評定料は、対象となる建築物の延べ面積に応じて、それぞれ1件当たり表1-1、表1-2、表1-3、表1-4の通りとする。

表 1-1 耐震診断の評定料（税抜）

延 べ 面 積	一般	会員*
2,000 m ² 以下	180,000 円	165,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	220,000 円	200,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	320,000 円	295,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	375,000 円	345,000 円
20,000 m ² を超えるもの	別に定める額	

表1-2 耐震診断（補強方針を含むもの）の評定料（税抜）

延 べ 面 積	一般	会員*
2,000 m ² 以下	210,000 円	190,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	265,000 円	235,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	365,000 円	330,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	420,000 円	380,000 円
20,000 m ² を超えるもの	別に定める額	

表1-3 耐震改修計画の評定料（税抜）

延 べ 面 積	一般	会員*
3,000 m ² 以下	325,000 円	295,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	430,000 円	390,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	540,000 円	495,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	650,000 円	590,000 円
20,000 m ² を超えるもの	別に定める額	

表1-4 耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定料（税抜）

延 べ 面 積	一般	会員*
3,000 m ² 以下	245,000 円	220,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	305,000 円	275,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	375,000 円	340,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	430,000 円	390,000 円
20,000 m ² を超えるもの	別に定める額	

* 次の場合は、会員扱いの評定料といたします。

- ・ 依頼者が当協会会員の場合
- ・ 当協会の会員が当該の耐震診断又は耐震改修にあたって構造について意見を述べた場合
- ・ 評定書の発行先が当協会の会員の場合

- 4.1.2 依頼者又は評定料支払者が、耐震診断（補強方針を含むものを含む。以下、この項及び次項において同じ。）の評定、耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定又は耐震改修計画の評定を同時に3件以上申し込む場合の評定料は、それぞれ4.1.1に定める額から、耐震診断の評定にあつては5%を、耐震診断評定省略の耐震改修計画の評定にあつては10%を、耐震改修計画の評定にあつては15%を割り引いた額とする。
- 4.1.3 2.3.4により依頼者より延べ3回以上の説明を受けて確認する場合、並びに、3.1.5後段により依頼者より説明を受けて確認する場合は、耐震診断の評定にあつては表2-1の追加料金を、耐震改修計画の評定にあつては表2-2の追加料金を、それぞれ1回行うごとに評定料に加算するものとする。

また、3.1.6又は3.1.7において委員会を開催して審議を行う場合は80,000円（税抜）を、それぞれ1回行うごとに評定料に加算するものとする。

表2-1 耐震診断にかかる追加の評定料（税抜）

延 べ 面 積	一 般
2,000 m ² 以下	28,000 円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	33,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	38,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	43,000 円
20,000 m ² を超えるもの	別に定める額

表2-2 耐震改修計画にかかる追加の評定料（税抜）

延 べ 面 積	一 般
3,000 m ² 以下	53,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	63,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	68,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	78,000 円
20,000 m ² を超えるもの	別に定める額

- 4.1.4 その他特別な事情がある場合は、事情に応じて金額を増減額することができる。

4.2 評定料の納入等

- 4.2.1 4.1.1、4.1.2に定める評定料については、評定申込の日までに、指定の口座に全額振り込むものとする。
- 4.2.2 4.1.3の追加の評定料については、請求に基づき、指定する日までに指定の口座に振り込むものとする。
- 4.2.3 事務局は、4.1に定める評定料の納付を確認し、評定書を交付する。

第5 その他

5.1 申込みの取下げ

- 5.1.1 依頼者の都合により、審査中に申込みを取下げの場合は、取下げ理由を明記した「評定申込取下届（様式9）」を提出する。
- 5.1.2 依頼者は、申込みを取下げの場合は、その時期に応じて、4.1.1に定める評定料のうち次の額を負担するものとし、差額については精算するものとする。ただし、4.1.3の追加の評定料については、この差額精算の対象外とする。
 - (1) 評定申込後、委員会開催日前までに取下げの場合 50%
 - (2) 委員会開催日以降に取り下げる場合 100%。
- 5.1.3 4.1.2に基づき評定料を算出した場合において申し込みを取り下げるときは、4.1.1に定める額に対して、5.1.2に定める額を負担するものとする。
- 5.1.4 4.1.2に基づき評定料を算出した場合において、申し込みを取り下げ、なお複数の申し込みがあるときの評定料は、取り下げた申し込みを除いた残りの申し込みに対して、改めて4.1.2に基づき算定するものとする。

5.2 当協会で評定を行った改修計画の変更にかかる評定の特例

- 5.2.1 当協会で評定を行った耐震改修計画が変更された場合の変更後の耐震改修計画の評定については、委員長が変更前の改修計画の評定の審議を活かして審議を行うことができる判断したときは、適宜、事前審査の全部又は一部の省略、要領第4条第2項に基づく評定委員会の書面による審議ができる。
- 5.2.2 5.2.1の場合の評定料は、4.1.1に定める評定料から事前審査や委員会の開催状況等に応じて減額するものとする。

5.3 図書の保存

事前審査報告書については、業務要綱第10条に準じて保管するものとする。

5.4 その他

その他特別な事情が生じた場合の対応のほか、必要な事項については別途定めるものとする。

附 則

この実施細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成26年4月30日から施行する。

耐震診断・耐震改修計画 評定事前申込書

公益社団法人 ロングライフビル推進協会 様

下記の建築物の評定について事前申込をいたします。

平成 年 月 日

住所
事前申込者 名称

印

記

1. 建物の概要

- ① 名称 _____
- ② 所在地 _____
- ③ 用途 _____
- ④ 構造 _____
- ⑤ 階数 _____
- ⑥ 延べ面積 _____
- ⑦ 竣工年度 _____

2. 評定対象

- ① 耐震診断の評定
- ② 耐震診断の評定（補強方針を含む場合）
- ③ 耐震改修計画の評定
- ④ 耐震改修計画の評定（耐震診断の評定を省略する場合）
*該当する区分の番号に○印を記入してください。

3. 評定書の発行希望時期

平成 年 月 日 頃

4. 事前申込者/担当者

- ① 所属・役職等 _____
- ② 氏名 _____
- ③ 連絡先 TEL _____ FAX _____
E-mail _____

5. 評定書発行先 _____

6. 評定料請求先 _____

7. その他特記事項 _____

評定申込等通知書

殿

平成 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会
事務局

平成 年 月 日 に事前申込のあった建物の耐震診断等の評定について、
下記の通り事前審査及び委員会の予定等をご連絡いたします。

また、評定料については、本通知書を受け取った後、指定の口座にお振り込みください。

なお、原則として、BELCA会議室にて、事前審査チームからの指摘を行います。指摘事項等通知日の1週間前までに入金を確認できない場合は、指摘事項への通知を行わない場合がありますのでご注意ください。

記

1. 評定申込みを行うべき時期
平成 年 月 日
2. 評定料の額及び納付時期
 - ① 評定料の額 _____ 円 (税込)
 - ② 納付時期 平成 年 月 日
(請求書をご希望の際には、別途事務局へご連絡ください。)
3. 事前審査の予定
 - 第1回 指摘事項等の通知
開催日：平成 年 月 日
場 所：BELCA会議室 (東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル4階)
 - 第1回 指摘事項等への対応確認
開催日：平成 年 月 日
場 所：BELCA会議室 (東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル4階)
 - 第2回 指摘事項等への対応確認
開催日：平成 年 月 日
場 所：BELCA会議室 (東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル4階)

* 評定用図書を第1回の指摘事項等の通知の1週間前迄に事務局までご郵送ください。
4. 評定委員会の予定
開催日：平成 年 月 日
場 所：BELCA会議室 (東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル4階)
5. 評定書の交付時期の見込
交付日：平成 年 月 日 (予定)
6. その他特記事項

連絡先 公益社団法人ロングライフビル推進協会 事業推進部
TEL:03-5408-9830 FAX:03-5408-9840

耐震診断評定申込書

公益社団法人 ロングライフビル推進協会
会長 殿

下記の建築物について評定を申込みます。

住所
名称

1. 評定対象等

評定の対象	1. 耐震診断 2. 耐震診断(補強の方針を含める。)
評定書発行先	(評定書発行先と申込者が違う場合は記載ください。)
耐震診断者の氏名又は会社名	
構造について意見を聴いた者の氏名又は会社名	

2. 評定対象建築物概要等

建物概要	(1) 建物名称					
	(2) 所在地					
	(3) 用途					
	(4) 構造・規模	構造形式	1) RC造	2) S造	3) SRC造	4) その他
		地上	階・地下		階・塔屋	階
		特徴				
	(5) 竣工年月日	年	月	確認申請	年	月
	(6) 面積	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	(7) 階高					
	(8) 架構形式	X 方向	スパン数			
		Y 方向	スパン数			
(9) 地盤	表層()・支持層()	GL		m		
(10) 基礎	杭基礎	直接基礎				
(11) 履歴等	意匠図	1. 有 / 2. 無				
	構造図	1. 有 / 2. 無				
	構造計算書	1. 有 / 2. 無				
	地質調査書等	1. 有 / 2. 無				

3. 診断結果の概要

現地調査 結果及び 材料強度	(1) コンクリート	設計基準強度		N/mm ²														
		圧縮強度試験結果(平均値-標準偏差/2)		N/mm ²														
		耐震診断での採用強度		N/mm ²														
	(2) 鉄筋	主筋	診断時降伏点強度	$\sigma_y =$	N/mm ²													
		帯筋	ピッチ	診断時降伏点強度	$\sigma_y =$	N/mm ²												
	(3) 鉄骨																	
(4) 中性化深さ	平均	mm	最大	mm														
(5) 現地調査の 所見																		
対象建物の構造的な特徴、 耐震診断の方針																		
耐震性能	診断基準					* 診断回数も記載する。												
	電算ソフト																	
	判定指標	$I_{so} =$		$C_T \cdot S_D \geq$		* 鉄骨造の場合はq値とする。												
	経年指標	T=																
	現状の 診断結果	階	X方向							Y方向								
			破壊形式	外力	F値	E _o	S _o	I _s	C _T ・S _D	判定	破壊形式	外力	F値	E _o	S _o	I _s	C _T ・S _D	判定
	補強後の 耐震性能	階	X方向							Y方向								
破壊形式			外力	F値	E _o	S _o	I _s	C _T ・S _D	判定	破壊形式	外力	F値	E _o	S _o	I _s	C _T ・S _D	判定	
耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等																		
補強工法の案		(補強方針を検討する場合補強工法の案)																
その他																		
備考																		

耐震改修計画評価申込書

公益社団法人 ロングライフビル推進協会
会長 殿

下記の建築物について評価を申込みます。

住所
名称

1. 評価対象等

評価の対象	1. 耐震改修計画 2. 耐震改修計画(耐震診断の評価を省略) * 2の場合、耐震診断に係る評価を受けた判定機関名を記載 ()
評価書発行先	(評価書発行先と申込者が違う場合は記載ください。)
耐震改修計画者の氏名 又は会社名	
構造について意見を聴いた者の氏名又は会社名	

2. 評価対象建築物概要等

建築物概要	(1) 建物名称					
	(2) 所在地					
	(3) 用途					
	(4) 構造・規模	構造形式	1) RC造	2) S造	3) SRC造	4) その他
		地上	階・地下	階・塔屋	階	
		特徴				
	(5) 竣工年月日	年	月	確認申請	年	月
	(6) 面積	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	(7) 階高					
	(8) 架構形式	X 方向	スパン数			
		Y 方向	スパン数			
(9) 地盤	表層()	・支持層()	・GL	m		
(10) 基礎	杭基礎	直接基礎				
(11) 履歴等	意匠図	1. 有 / 2. 無				
	構造図	1. 有 / 2. 無				
	構造計算書	1. 有 / 2. 無				
	地質調査書等	1. 有 / 2. 無				

3. 診断結果の概要

現地調査結果及び材料強度	(1) コンクリート	設計基準強度		N/mm ²														
		圧縮強度試験結果(平均値-標準偏差/2)		N/mm ²														
		耐震診断での採用強度		N/mm ²														
	(2) 鉄筋	主筋		診断時降伏点強度	$\sigma_y =$	N/mm ²												
		帯筋	ピッチ	診断時降伏点強度	$\sigma_y =$	N/mm ²												
	(3) 鉄骨																	
(4) 中性化深さ	平均	mm	最大	mm														
(5) 現地調査の所見																		
対象建物の構造的な特徴、耐震診断の方針																		
耐震性能	診断基準	* 診断回数も記載する。																
	電算ソフト																	
	判定指標	Iso =		$C_T \cdot S_D \geq$										* 鉄骨造の場合はq値とする。				
	経年指標	T =																
	現状の診断結果	階	X方向								Y方向							
			破壊形式	外力	F値	Eo	S _D	Is	C _T ・S _D	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S _D	Is	C _T ・S _D	判定
耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等																		
その他																		
備考																		

4. 耐震改修計画の概要書

耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等																		
耐震改修計画	耐震改修の方針																	
	補強工法	X方向								Y方向								
耐震性能	診断基準	* 診断回数も記載する。																
	電算ソフト																	
	判定指標	$I_{so} = C_T \cdot S_D \geq$ * 鉄骨造の場合はq値とする。																
	経年指標	T=																
	改修前	階	X方向								Y方向							
			破壊形式	外力	F値	Eo	S _D	I _s	C _T ・S _D	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S _D	I _s	C _T ・S _D	判定
改修後	階	X方向								Y方向								
		破壊形式	外力	F値	Eo	S _D	I _s	C _T ・S _D	判定	破壊形式	外力	F値	Eo	S _D	I _s	C _T ・S _D	判定	
耐震改修についての所見、施工時の留意点等																		

事前審査指摘事項等回答書（事前質疑）

日 時	平成 年 月 日	事前審査チーム	
開催場所	—	設計者 (説明者)	企業名 (説明者氏名)
物件名			
指摘事項等	回答・処置		評定用図書 該当箇所

事前審査指摘事項等回答書（指摘事項等対応確認 回目）

日 時	平成 年 月 日	事前審査チーム	
開催場所	BELCA会議室	設計者 (説明者)	企業名 (説明者氏名)
物件名			
指摘事項等	回答・処置		評定用図書 該当箇所

事前審査報告書

平成 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会） 委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震診断は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1により適正に行われていることを確認しました。

事前審査主査

記

建築物名							
所在地							
建物規模等							
診断基準							
耐震診断者							
耐震性能	現状の診断結果	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特記							

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

事前審査チーム 主査 : △△大学 教授 ○○ ○○
 事前審査員 : 株式会社△△ ○○ ○○
 事前審査員 : 株式会社△△ ○○ ○○

事前審査報告書

平成 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会） 委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震診断及び補強の方針は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1により適正に行われていることを確認しました。

事前審査主査

記

建築物名							
所在地							
建物規模等							
診断基準							
耐震診断者							
耐震性能	現状の診断結果	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
	補強後の耐震性能	方向	X方向		Y方向		補強方針と補強工法の案
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特記							

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

事前審査チーム 主査 : $\Delta\Delta$ 大学 教授 $\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc\bigcirc$
 事前審査員 : 株式会社 $\Delta\Delta$ $\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc\bigcirc$
 事前審査員 : 株式会社 $\Delta\Delta$ $\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc\bigcirc$

事前審査報告書

平成 25 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会） 委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震診断及び耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していることを確認しました。

事前審査主査

記

建築物名							
所在地							
建物規模等							
診断基準							
耐震改修計画者							
耐震性能	現状の診断結果	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
	耐震改修計画による耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特記							

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

事前審査チーム 主査 : △△大学 教授 ○○ ○○
 事前審査員 : 株式会社△△ ○○ ○○
 事前審査員 : 株式会社△△ ○○ ○○

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
(BELCA の診断評定を受けている場合)

事前審査報告書

平成 25 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会） 委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していることを確認しました。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去にBELCAの評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第2項により、省略した。

事前審査主査

記

建築物名							
所在地							
建物規模等							
診断基準							
耐震改修計画者							
耐震性能	現状の診断結果*	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
	耐震改修計画による耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特記							

*BELCA-××-××××の結果を転記。

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

事前審査チーム 主査 : △△大学 教授 ○○ ○○
 事前審査員 : 株式会社△△ ○○ ○○
 事前審査員 : 株式会社△△ ○○ ○○

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
 (他団体の判定委員会の診断評定を受けている場合)

事前審査報告書

平成 25 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会） 委員長殿

事前審査の結果、下記の建築物の耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していることを確認しました。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去に〇〇〇〇の評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第3項により、省略した。

事前審査主査

記

建築物名							
所在地							
建物規模等							
診断基準							
耐震改修計画者							
耐震性能	現状の診断結果*	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
	耐震改修計画による耐震性能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特記							

*〇〇〇〇の△△委員会の「××××」の結果を転記。

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

事前審査チーム 主査 : △△大学 教授 ○○ ○○
 事前審査員 : 株式会社△△ ○○ ○○
 事前審査員 : 株式会社△△ ○○ ○○

評定委員会 指摘事項等回答書

日 時	平成 年 月 日	評定委員会	
開催場所		設計者 (説明者)	企業名 (説明者氏名)
物件名			
指摘事項等		回答・処置	評定用図書該当箇所

BELCA - SKTH SN -

評 定 報 告 書

平成 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

会 長 殿

本委員会は、下記の建築物の耐震診断は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定した。

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建 物 名							
所 在 地							
建 物 規 模 等							
診 断 基 準							
耐 震 診 断 者							
耐 震 性 能	現 状 の 診 断 結 果	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特記							

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

耐震診断の場合（補強方針を含む）

B E L C A - SKT SNH -

評 定 報 告 書

平成 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

会 長 殿

本委員会は、下記の建築物の耐震診断及び補強の方針は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定した。

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建 物 名							
所 在 地							
建 物 規 模 等							
診 断 基 準							
耐 震 診 断 者							
耐 震 性 能	現 状 の 耐 震 性 能	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
	補 強 後 の 耐 震 性 能 補 強 方 針 に よ る	方向	X方向		Y方向		補強方針と補強工法の案
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特 記							

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

評 定 報 告 書

平成 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

会 長 殿

本委員会は、下記の建築物の耐震診断及び耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定した。

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建 物 名							
所 在 地							
建 物 規 模 等							
診 断 基 準							
耐 震 改 修 計 画 者							
耐 震 性 能	現 状 の 耐 震 性 能	方 向	X 方 向		Y 方 向		耐 震 診 断 で 判 明 し た 構 造 上 の 弱 点 、 破 壊 形 式 等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
	耐 震 改 修 計 画 に よ る 耐 震 性 能	方 向	X 方 向		Y 方 向		耐 震 改 修 の 方 針 と 補 強 工 法
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特 記							

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
(BELCA の診断評定を受けている場合)

BELCA - SKTH- K - 25000

(正)

評 定 報 告 書

平成 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

会 長 殿

本委員会は、下記の建築物の耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定した。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去にBELCAの評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第2項により、省略した。

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建 物 名							
所 在 地							
建 物 規 模 等							
診 断 基 準							
耐 震 改 修 計 画 者							
耐 震 性 能	現 状 の 耐 震 性 能	方向	X方向		Y方向		耐震診断で判明した構造上の弱点、破壊形式等
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
	耐 震 改 修 計 画 に よ る 耐 震 性 能	方向	X方向		Y方向		耐震改修の方針と補強工法
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	
特 記							

* BELCA-××-××××の結果を転記。

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
(他団体の判定委員会の診断評定を受けている場合)

B E L C A - SKTH- K - 25000

(正)

評 定 報 告 書

平成 年 月 日

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

会 長 殿

本委員会は、下記の建築物の耐震改修計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定した。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去に〇〇〇〇の評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第3項により、省略した。

公益社団法人 ロングライフビル推進協会

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）

委員長

記

建 物 名								
所 在 地								
建 物 規 模 等								
診 断 基 準								
耐 震 改 修 計 画 者								
耐 震 性 能	現 状 の 耐 震 性 能 *	方 向	X 方 向		Y 方 向		耐 震 診 断 で 判 明 し た 構 造 上 の 弱 点 、 破 壊 形 式 等	
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s		
	耐 震 改 修 計 画 に よ る 耐 震 性 能	方 向	X 方 向		Y 方 向		耐 震 改 修 の 方 針 と 補 強 工 法	
		階	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s		
特 記								

* 〇〇〇〇の△△委員会の「××××」の結果を転記。

判定値 $C_{TU} \cdot S_D \geq$ かつ $I_s \geq$

BELCA - SKT- SN -

評 定 書

平成 年 月 日

殿

公益社団法人 ロングライフビル推進協会
会 長

平成 年 月 日に申込のあった下記建築物の耐震診断については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：〇〇〇〇：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-SN-*****）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律平成7年法律第123号」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定する。

記

- 1 申請年月日
- 2 建築物の概要
 - ① 名称
 - ② 位置
 - ③ 用途
 - ④ 延べ面積

評 定 書

平成 年 月 日

殿

公益社団法人 ロングライフビル推進協会
会 長

平成 年 月 日に申込のあった下記建築物の耐震診断及び補強の方針については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：〇〇〇〇：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-SN-*****）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」により適正に行われていると評定する。

記

- 1 申請年月日
- 2 建築物の概要
 - ① 名称
 - ② 位置
 - ③ 用途
 - ④ 延べ面積

BELCA - SKT- K - 25000

評 定 書

平成 年 月 日

殿

公益社団法人 ロングライフビル推進協会
会 長

平成 年 月 日に申込のあった下記建築物の耐震改修計画については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：〇〇〇〇：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-K-25000）に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定する。

記

- 1 申請年月日
- 2 建築物の概要
 - ① 名称
 - ② 位置
 - ③ 用途
 - ④ 延べ面積

耐震改修計画で診断評定を省略する場合
(BELCAの診断評定を受けている場合)

BELCA - SKT- K - 25000

評 定 書

平成 年 月 日

殿

公益社団法人 ロングライフビル推進協会
会 長

平成 年 月 日に申込のあった下記建築物の耐震改修計画については、当協会の耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（委員長：〇〇〇〇：△△大学教授）の評定報告書（別添：BELCA-SKTH-K-25000）に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の（別添）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2の指針に適合し、また、目標とする耐震性能を満足していると評定する。なお、本耐震改修計画の耐震診断の評定については、過去にBELCAの評定を受けていることから耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領の第5条第2項により、省略した。

記

- 1 申請年月日
- 2 建築物の概要
 - ① 名称
 - ② 位置
 - ③ 用途
 - ④ 延べ面積

評定申込取下届

下記の申込みについて、都合により取下げたいので、届け出ます。

公益社団法人ロングライフビル推進協会
会 長 様

日

平成 年 月

申込者
住所
氏 名
印

記

取り下げ理由

申込の概要

1. 申込年月日 平成 年 月 日

2. 建築物の概要

- ① 名称
- ② 位置
- ③ 用途
- ④ 延べ面積

別表 審査に必要な図書の構成

耐震診断評定の場合
RC造

項目	記載する事項等
<p>1 現況建物の概要</p> <p>1-1 建物概要</p> <p>1-2 使用材料</p> <p>1-3 設計図書の有無</p> <p>1-4 配置図・平面図・立面図</p> <p>2 現地調査結果の概要</p> <p>2-1 コンクリート圧縮強度試験の結果</p> <p>2-2 非構造部材の取り付け状況等</p> <p>2-3 その他</p> <p>3 現況建物の耐震診断</p> <p>3-1 診断方針とモデル化</p> <p>3-2 診断結果</p> <p>3-3 診断結果に対する所見</p> <p>3-4 経年指標</p> <p>3-5 形状指標</p> <p>3-6 建物崩壊形式記載図</p> <p>3-7 C-F関係図</p> <p>3-8 第2種構造要素等の検討</p> <p>3-9 過去の診断結果と今回の結果との比較</p> <p>3-10 屋根床版の検討（省略可）</p> <p>（1）屋根床版の応力計算</p> <p>（2）屋根床版のIs値計算</p> <p>（3）ゾーニングIs値計算</p> <p>（4）接合部詳細等の検討</p> <p>4 耐震補強（補強方針がある場合）</p> <p>4-1 補強の基本的な考え方</p> <p>4-2 補強部材の配置案</p> <p>4-3 補強後の耐震性能</p> <p>4-4 補強効果に関する所見</p> <p>4-5 建物崩壊形式記載図</p> <p>4-6 C-F関係図</p> <p>4-7 第2種構造要素等の判定結果</p> <p>5 その他 図面集</p> <p>既存図面</p> <p>現地調査結果の報告書</p> <p>電算資料</p>	<p>診断方針，仮定条件，モデル化，仮定荷重 志賀マップも記載</p> <p>偏心率や剛重比の値も明記</p> <p>正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用F値・耐力値を図中に記載。</p> <p>採用C，F値の箇所にマーク</p> <p>必要に応じて下階壁抜けの検討結果を記載。</p> <p>過去の診断結果がある場合は記載（別添でも可）。</p> <p>屋根床版が鉄骨造の場合は3-9までは屋根床版を剛とする。「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠</p> <p>（1）の結果，屋根床版が危険とされた時</p> <p>（2）の結果，屋根床版のIsがIso未満の場合 屋根床版支持部などについて，必要に応じて記載</p> <p>補強後建物の耐震診断結果と所見</p> <p>正・負加力とも：主要な柱と壁については，破壊形式・採用F値・耐力値を図中に記載。</p> <p>診断結果を併記：採用C，F値の箇所にマーク</p> <p>必要に応じて下階壁抜けや基礎の検討結果を記載。</p> <p>耐震診断のもの（補強方針の電算は除く）</p>

項目	記載する事項等
<p>1 現況建物の概要</p> <p>1-1 建物概要</p> <p>1-2 使用材料</p> <p>1-3 設計図書の有無</p> <p>1-4 配置図・平面図・立面図</p> <p>2 現地調査結果の概要</p> <p>2-1 建物外観状況</p> <p>2-2 柱脚の状況</p> <p>2-3 柱梁接合部の状況</p> <p>2-4 ブレース接合部の状況</p> <p>2-5 その他</p> <p>3 現況建物の耐震診断</p> <p>3-1 診断方針とモデル化</p> <p>3-2 診断結果</p> <p>3-3 診断結果に対する所見</p> <p>3-4 柱軸力と層重量の計算</p> <p>3-5 保有水平耐力の算定</p> <p>3-6 屋根床版の検討</p> <p>(1) 屋根床版の応力計算</p> <p>(2) 屋根床版のI_s値計算</p> <p>(3) ゾーニングI_s値計算</p> <p>(4) 接合部詳細等の検討</p> <p>4 耐震補強(補強方針がある場合)</p> <p>4-1 補強の基本的な考え方</p> <p>4-2 補強部材の配置案</p> <p>4-3 補強後の耐震性能</p> <p>4-4 補強効果に関する所見</p> <p>4-5 保有水平耐力の算定</p> <p>5 その他 図面集</p> <p>既存図面</p> <p>現地調査結果の報告書</p> <p>電算資料</p>	<p>調査写真の位置を図面上に明記すること</p> <p>構造部材の錆び, ブレースの変形, 不同沈下, 全体の傾斜, など</p> <p>写真と詳細寸法図</p> <p>写真と詳細寸法図</p> <p>写真と詳細寸法図</p> <p>診断方針, 仮定条件, モデル化, 仮定荷重</p> <p>X, Y方向ともに下記の内容を記載</p> <p>層せん断力分布係数A_iの算定</p> <p>部材の終局耐力の算定</p> <p>靱性指標F, 構造耐震指標I_s, 保有水平耐力に係る指標αの算定</p> <p>「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠</p> <p>(1)の結果, 屋根床版が危険とされた時</p> <p>補強後建物の耐震診断結果と所見</p> <p>耐震診断のもの(補強方針の電算は除く)</p>

耐震改修計画の評定の場合
RC造

項目	記載する事項等
<p>1 現況建物の概要</p> <p>1-1 建物概要</p> <p>1-2 使用材料</p> <p>1-3 設計図書の有無</p> <p>1-4 配置図・平面図・立面図</p> <p>2 現地調査結果の概要</p> <p>2-1 コンクリート圧縮強度試験の結果</p> <p>2-2 非構造部材の取り付け状況等</p> <p>2-3 その他</p> <p>3 現況建物の耐震診断</p> <p>3-1 診断方針とモデル化</p> <p>3-2 診断結果</p> <p>3-3 診断結果に対する所見</p> <p>3-4 経年指標</p> <p>3-5 形状指標</p> <p>3-6 建物崩壊形式記載図</p> <p>3-7 C-F関係図</p> <p>3-8 第2種構造要素等の検討</p> <p>3-9 過去の診断結果と今回の結果との比較</p> <p>3-10 屋根床版の検討（省略可）</p> <p>(1) 屋根床版の応力計算</p> <p>(2) 屋根床版のIs値計算</p> <p>(3) ゾーニングIs値計算</p> <p>(4) 接合部詳細等の検討</p> <p>4 耐震改修</p> <p>4-1 補強の方針</p> <p>4-2 補強位置図</p> <p>4-3 補強後の耐震性能</p> <p>4-4 補強結果に対する所見</p> <p>4-5 建物崩壊形式記載図</p> <p>4-6 C-F関係図</p> <p>4-7 第2種構造要素等の判定結果</p> <p>4-8 補強詳細図</p> <p>4-9 施工時の留意点</p> <p>5 その他 図面集 既存図面 現地調査結果の報告書 電算資料</p>	<p>診断方針、仮定条件、モデル化、仮定荷重 志賀マップも記載</p> <p>偏心率や剛重比の値も明記</p> <p>正・負加力とも：主要な柱と壁については、破壊形式・採用F値・耐力値を図中に記載。</p> <p>採用C、F値の箇所にマーク</p> <p>必要に応じて下階壁抜けの検討結果を記載。</p> <p>過去の診断結果がある場合は記載（別添でも可）。</p> <p>屋根床版が鉄骨造の場合は3-9までは屋根床版を剛とする。「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠</p> <p>(1)の結果、屋根床版が危険とされた時</p> <p>(2)の結果、屋根床版のIsがIso未満の場合 屋根床版支持部などについて、必要に応じて記載</p> <p>補強後建物の耐震診断結果と所見</p> <p>正・負加力とも：主要な柱と壁については、破壊形式・採用F値・耐力値を図中に記載。</p> <p>診断結果を併記：採用C、F値の箇所にマーク</p> <p>必要に応じて下階壁抜けや基礎の検討結果を記載。 補強部材の詳細図、仕様書等</p> <p>耐震診断のものと耐震改修計画のものは分ける</p>

S 造の場合

項目	記載する事項等
<p>1 現況建物の概要</p> <p>1-1 建物概要</p> <p>1-2 使用材料</p> <p>1-3 設計図書の有無</p> <p>1-4 配置図・平面図・立面図</p> <p>2 現地調査結果の概要</p> <p>2-1 建物外観状況</p> <p>2-2 柱脚の状況</p> <p>2-3 柱梁接合部の状況</p> <p>2-4 ブレース接合部の状況</p> <p>2-5 その他</p> <p>3 現況建物の耐震診断</p> <p>3-1 診断方針とモデル化</p> <p>3-2 診断結果</p> <p>3-3 診断結果に対する所見</p> <p>3-4 柱軸力と層重量の計算</p> <p>3-5 保有水平耐力の算定</p> <p>3-6 屋根床版の検討</p> <p>(1) 屋根床版の応力計算</p> <p>(2) 屋根床版のI_s値計算</p> <p>(3) ゾーニングI_s値計算</p> <p>(4) 接合部詳細等の検討</p> <p>4 耐震改修</p> <p>4-1 補強の方針</p> <p>4-2 補強位置図</p> <p>4-3 補強後の耐震性能</p> <p>4-4 補強結果に対する所見</p> <p>4-5 保有水平耐力の算定</p> <p>4-6 補強詳細図</p> <p>4-7 施工時の留意点</p> <p>5 その他 図面集</p> <p>既存図面</p> <p>現地調査結果の報告書</p> <p>電算資料</p>	<p>調査写真の位置を図面上に明記すること</p> <p>構造部材の錆び、ブレースの変形、不同沈下、全体の傾斜、など</p> <p>写真と詳細寸法図</p> <p>写真と詳細寸法図</p> <p>写真と詳細寸法図</p> <p>診断方針、仮定条件、モデル化、仮定荷重</p> <p>X, Y方向ともに下記の内容を記載</p> <p>層せん断力分布係数A_iの算定</p> <p>部材の終局耐力の算定</p> <p>靱性指標F、構造耐震指標I_s、保有水平耐力に係る指標αの算定</p> <p>「学校体育館の耐震診断基本方針2003版」に準拠</p> <p>(1)の結果、屋根床版が危険とされた時</p> <p>補強後建物の耐震診断結果と所見</p> <p>補強部材の詳細図、仕様書等</p> <p>耐震診断のものと耐震改修計画のものは分ける</p>

